

令和 6 年度 第 4 回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和 7 年 3 月 28 日 (金)
午後 4 時 00 分から
場 所 湯河原町役場第 1 庁舎
3 階議会協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

令和 5 年 6 月から令和 7 年 5 月の真鶴聖苑負担金額について

4 その他

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和6年6月23日現在

湯 河 原 町 (8名)		
(職 名)		(氏 名)
副議長	広域行政特別委員長	山本 俊明
委 員	広域行政特別副委員長	土屋 誠一
	広域行政特別委員	松野 洋一
		松井 一寿
		室伏寿美夫
	議 長	村瀬 公大
	副議長	善本 真人
会 長	町 長	内藤 喜文
委 員	副町長	

真 鶴 町 (8名)		
(職 名)		(氏 名)
議 長	広域行政特別委員長	天野 雅樹
委 員	広域行政特別副委員長	高橋 敦
	広域行政特別委員	加藤 龍
		黒岩 範子
	議 長	田中 俊一
	副議長	海野 弘幸
副会長	町 長	小林 伸行
監 事	副町長	大塚 伸二

※役 員

[会 長] 内 藤 喜 文

[副議長] 山 本 俊 明

[副会長] 小 林 伸 行

[議 長] 天 野 雅 樹

[監 事] 大 塚 伸 二

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第 1 条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第 2 条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各 5 名以内

(役員)

第 5 条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長 1 名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は 2 年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が 2 年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 6 条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2 分の 1 以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第 8 条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 3 号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

案 件

真鶴聖苑の負担金支払いに関する合意書（案）

真鶴町（以下「甲」という。）と湯河原町（以下「乙」という。）は、令和5年7月21日付「真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書」（以下「本覚書」という。）第3条に基づき、次のとおり合意する。

（負担金額）

第1条 甲と乙は、本覚書第3条第1項の規定に基づく協議を行い、本覚書第1条で変更した乙の負担額を、次の各号に定める火葬等業務委託料によって算出した額とする。

- (1) 令和5年6月から令和6年3月の10か月間については月額990,000円。
- (2) 令和6年4月から令和7年5月の14か月間については月額1,032,000円。

（支払い等）

第2条 前条各号で定めた火葬等業務委託料月額によって算出した乙の負担金額の清算は次の各号のとおりとする。

- (1) 令和5年度及び令和6年度の乙の負担金額から同期間の乙の既支払金額を差し引いた金額について、甲は、速やかに乙へ請求するものとし、乙はこれを支払うものとする。
- (2) 令和7年4月から令和7年5月までの乙の負担金額について、甲は、前条第2号で定めた月額を用いて乙の令和7年度の負担金額を積算し、乙に請求するものとし、乙はこれを支払うものとする。

（協議事項）

第3条 本合意書に定めのない事項または本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本合意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

（甲） 真鶴町長 小林 伸 行

（乙） 湯河原町長 内 藤 喜 文

参考資料 1

真鶴聖苑火葬等業務委託金額の負担額

	覚書による委託金額		合意案による委託金額		差額	
	月額	年度合計	月額	年度合計	年度合計	湯河原町負担額 (見込み)
					(A)	(A) × 77.08%※
令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月	916,667	9,166,670	*1 990,000	9,900,000	733,330	565,251
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	916,667	11,000,000	*2 1,032,000	12,384,000	1,384,000	1,066,787
令和 7 年 4 月～令和 7 年 5 月	916,667	1,833,330	1,032,000	2,064,000	230,670	177,800
合 計	—	22,000,000	—	24,348,000	2,348,000	1,809,838

* 1 令和 5 年 4 月～5 月の実際の委託金額による。

* 2 * 1 の金額に「公共工事設計労務単価表」の軽作業員単価上昇率104.24%（令和 6 年/令和 5 年）を乗じた金額。

※ 湯河原町の負担率は、令和 6 年度当初予算積算時に用いた過去 5 年間の平均件数割合を 77.08%を引用するが、実際の精算の際には各年度の件数割合を採用する。

参考資料 2

真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書

真鶴町（以下「甲」という。）が令和5年4月27日に執行した真鶴聖苑火葬等業務委託（以下「令和5年度火葬等業務委託」という。）の入札手続きに関し、落札までの経緯及び落札金額に疑義が生じたことに伴い、令和5年5月31日開催の「湯河原町真鶴町広域行政推進協議会」において、湯河原町（以下「乙」という。）が甲に支払う令和5年度火葬等業務委託に係る負担金の取り扱いについて承認された事項に関し、本覚書を締結する。

（負担金額の変更）

第1条 令和5年度火葬等業務委託の委託期間における火葬場費負担金のうち火葬等業務委託料として乙が負担する額について、令和4年度火葬等業務委託料の精算額である1,100万円を12で除した金額を1月単位の委託料として変更し、甲はこれを用いて算出した額を各年度において乙に請求する。

（疑義の解決）

第2条 甲は、責任をもって当該疑義の解決にあたり、当該疑義の解決のための対応について「湯河原町真鶴町広域行政推進協議会」で説明し承認を得るものとする。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条の承認を得た場合には、第1条で変更した負担金について改めて協議するものとする。

2 甲は、第1条に規定する乙に対する負担金額の変更によって生じる一切の費用（損失、損害、その他費用の如何に関わらず）は甲の負担とし、甲は、乙に対して請求を行わないものとする。

3 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年7月21日

（甲） 真鶴町長 松本 一 彦



（乙） 湯河原町長 富田 幸 宏

